

平成28年度 第6回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成28年10月14日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成28年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成28年10月14日（金）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實
4番 井手上治己 5番 尾家富千代 7番 久保良作
8番 上田静可 9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上9名出席

●欠席委員 6番 柳葵

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 中尾司
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹 岡田健司

●関係者

●議事事項 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について
報告第7号 農地利用状況調査結果について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（岡田健司）

おはようございます。定刻となりましたので、平成28年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員が9名、欠席委員が1名。会長の柳委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶をお願いします。

事務局長

皆さん、おはようございます。今週に入ってぐっと冷え込んで、皆さんお忙しいと思うんですけども、きょうお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の案件は、議案1件、報告1件でございます。それでは、委員長よろしくをお願いします。

事務局（岡田健司）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を、事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、4番、井手上委員と、5番の尾家委員にお願いします。

続きまして、議長の選出について、本日は、柳会長が欠席のため、会長職代理者の下名迫委員となっておりますので、下名迫委員よろしくをお願いします。

下名迫会長職代理

きょう会長の柳さんが欠席のため、会長代理の私、議長をさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いします。

先般から、農地利用状況調査等につきまして、大変御苦労さまでした。どうもありがとうございました。

それでは、議題に沿って行います。議案第6号、農用地利用集積計画作成申出書等の提出について、事務局より説明をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別添農地の審議依頼があったので農業委員会の決定について意見を求める。平成28年10月14日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

今回の案件でございます。番号につきましては、28-1で、農地の所在、・・・宇・・・・でございます。

場所につきましては、次ページ以降にて赤で斜線をしている部分でございます。

登記簿地目は田、現況地目も田でございます。農振の区分については農業振興地域内の農用地内でございます。面積は、合計合わせまして、6,070.96㎡、権利の種別につきましては、中間管理権による使用貸借でございます。

利用権の設定を受ける者の住所氏名となりまして、和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益社団法人和歌山県農業公社理事長、下宏。権利の設定をする者の住所氏名、和歌山県伊都郡高野町大字・・・・・・・・・・氏です。利用目的については、水稲でございます。期間については、公告の日から3カ年で、平成31年12月末までとなっております。使用賃料につきましては、使用貸借権の設定のため無償でございます。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件を満たす必要がございます。この件につきましては従前のおりでございます。

今回の利用権の設定を受ける者は、公益社団法人和歌山県農業公社で、和歌山市茶屋ノ丁2-1です。利用目的は田として、期間は3カ年間で、水稲を行うということでございます。本申請に当たりましては、紀北川上農業協同組合が書類作成等のお手伝いをいただいております。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、許可相当と考えておりますので、御審議を願います。なお、当花坂地区につきましては、平成28年7月19日に和歌山県農業公社、農地中間管理機構の重点地区に指定されていることもあわせて御報告をいたします。

以上でございます。

下名迫会長職代理

はい、どうもありがとうございます。

ただいま、事務局より御説明がありましたが、御意見、御異議等ありましたら。

御意見ございませんか。

上田委員

8番上田です。ちょっと聞きたいけど、この面積等はこれで合うてんのか。

事務局（門谷佳彦）

はい。合ってます。

この場所については、文筆をせず、そのまま田のほうの改良してますので、一応、こういう利用権の設定、権利の設定する場合には、基本的には登記簿の地目、登記簿の面積で、・・・・をしていきますので、このようになります。

上田委員 実際、どちらを・・・

事務局（門谷佳彦）

実際、水張り面積は異なります。どんな権利設定でも、基本的にその田んぼの耕作面だけの設定ということはしませんので、全てその人の所有権を持たれている分について、全て、なぜ、そういうことするかというと、つくるところだけ管理するんじゃなくて、のり面であるとか、耕作しないところも含めて管理をするということになりますので、そういうに面積・・・入ります。

上田委員 随分、道路側と・・・河川から埋め立てして、全然計量されてもうとるんですよね。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。貴志川。現状は変わっていても登記簿上の面積がこうなってますので、普通、そういうときになったら合筆とかして一つの面積にすれば問題はないでしょうけれど、合筆したとしても、のり面の分が土地が違うんじゃないくて、その人の土地のものになるんで、面積としては変わらへんはずなんです。その後、この道路拡幅した上での県の道路用地を引いた、残った分が所有権で残っとる分の面積全てになるので、特段、大き過ぎるわけでもなく、少な過ぎるわけでもなく、正しい数字と言いますか、・・・

上田委員 川と・・・面積出てくるわけやな。

事務局（門谷佳彦）

そうなんです。実際のつくり面の面積との乖離は大きくなります。つくり面は、多分3反歩ぐらいしかないんです。今回は、多分6反なんで、ほぼ倍あるんですけど、その分が、のり面が何メートルかあるんで、それはいたし方ないと思うんです。

上田委員 今度は、・・・でるやろ。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。

上田委員 それ以後もそう。

事務局（門谷佳彦）

結局、その合筆せん限り、ちゅうんか合筆せん限りは、所有者としては、3、4ほどやたったかな、4・・・だから、これは、実際、2メートルとかそこなんですけどね、普通、大体そういうふうにしてあるところで、同じ道

路用地の拡幅しとる花坂の地区でも、一つにまとめる所有者さんもいてました。実際、そやけど、ここの所有者さんはまとめれへんなんで、こういう形が残ってしまってるよ。

上田委員 税金の上でも違うよな。

事務局（門谷佳彦）

税金ってまとめようが一緒にしようが変わらへんです。種目上、田ですから。

上田委員 のり面と田とで。

事務局（門谷佳彦）

のり面とでは、多分割れへんと思いますけど。分けれへんでね。のり面と田があって、そなん分けたら、段々畑だったら田で評価できひんから、基本的にどんな・・・整備やとる天野でも、ああいうのり面長くても、裾までが一つの田の面積として計上するんで、固定資産でもそうですし農地の台帳上でもそうです。そこで、土地改良区さんらがその賦課金もらうんやったら、水田のつくり面、いわゆる水張り面積を別にもう一回計算し直して、賦課金を徴収する方法をやってるところもあるとか、それぞれ目的に応じて使うやり方、面積の使い方はするんですけど、実際、この権利の設定を動かすときに関しては、要はこの国で一番正しい面積ちゅうのは、登記簿上の面積がセキになりますので、その面積上で権利設定のやりとりをするということになるんです。

久保委員 7番久保です。この・・・・・・っていうのは、この地図には載ってない。

事務局（門谷佳彦）

載ってないですね。今、載ってないです。もうちょっとここの横に・・・で書いてあるところの、もう少し右側のほうにあるんですけど、これ、すいません、事務局のほうで抜け落ちてました。この分があるので、全部で5筆分の権利の設定してますので、地図、今、ちょっと抜けております。ちょうどこの下に流れてる川があると思うんですが、・・・の下側に川があるんですが、この上流部側で合流する地点ぐらいに田んぼがあるんです。その部分が・・・・という地番でございます。大変申しわけないです。抜けております。

下名迫会長職代理

ほかに御意見ございませんか。ありませんか。御意見がないようですので、議案第6号については、以上といたします。

続きまして、報告第7号、農地利用状況調査結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局（岡田健司）

はい、報告第7号、「農地利用状況調査結果について」、このことについて、農地法昭和27年7月15日法律第229号第30条第1項の規定に基づき実施した平成28年農地利用状況調査について、別紙のとおり調査結果を取りまとめたので報告します。平成28年10月14日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページから28年度の利用状況調査の結果を標記しております。平成28年の農地利用状況調査を実施していただき大変ありがとうございました。皆様の調査結果をもとに、別紙のとおり調査結果について集計を行いましたので報告いたします。なお、この調査結果に基づき利用意向調査を実施してまいりますので、御協力をお願いいたします。

以上です。

下名迫会長職代理

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、異議等ございませんか。

井手上委員 4番。井手上です。

下名迫会長職代理

どうぞ。

井手上委員 地番と所有者と完全に合うとということが、ちょっとわかりかねると思いますので、意向調査するときには、十分その場所が、その所有者であるかどうかというのは、確認してないと思いますので、地籍調査も終わってあれば、確実だと思うんですけど、公図困難地域ですので、そういう点をちょっと配慮していただきたいと思います。

事務局（岡田健司）

はい、わかりました。ありがとうございます。

下名迫会長職代理

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

辻本委員 2番辻本です。調査結果、これは調査票もらった後で、全部載ってるんですか。何載ってるの。

事務局（門谷佳彦）

ここに載らせていただいているのは、皆さんに調査いただいた調査票の中から、遊休農地として扱われるもの、いわゆる1号遊休農地、農地法32条第1項第1号の農地というものに対して、掲載させていただいているものでございます。この農地についてのみでございますので、既に山林化されているとかいう農地でないものについては別途計上しておりません。ここに載っている、いわゆる32条第1項第1号農地というのと、2号農地というのは、高野町ではほとんどというか全くございませんので、載っておりません。その1号農地となった部分について、事業調査を行う必要が13条か何かであると思います。その調査を行う前段階でございまして、ただ、去年から状況が変わっていない方で、既に去年のうちに利用意向調査を行った方々については、今年度は利用意向調査の対象から外れます。さらにまた、去年回答いただかなかった方、ことし新たに新規にふえた方が、利用意向調査の対象となりますので、この中から絞られてきます。そういうのを載せさせていただいております。これは、これから延々毎年、続けていきます。

最終的には、国に対して公表する数字になっていきます。
以上です。

下名迫会長職代理

よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。私は、1カ所、航空地図の全然ないところがあったんで、どこか探しかねたんやけど、役場へ行って調べてもらったんやけども。

事務局（門谷佳彦）

割とないところがあります、正直なところ。うちのほうもその辺聞いた情報でふやしたりとかするんですけど、これから航空写真自体も大変古いものでございまして、現状となかなか合っていないところがあって調査も大分苦慮されたと思うんですけど、今年度ちょっと高野町のほうで航空写真、新しいの今、撮影しましたので、早ければ来年度の調査には新しい航空写真を反映して、外の赤い枠層は変わらんですけど、写真ぐらいは、ことしものになりますということで、抜けてるところで、仮に抜けてるところというのは、地目上農地だけど、もう現況は既に農地じゃないというケースが、ほとんどやと思うんです。それがもともとですが、水土里ネットというシステムを活用していますので、それがつくるときのベースが、農地の田、畑、樹林地であって、かつ耕作している農地を重点につくってあるものなので、既に耕作してない、耕作放棄とか、非農地になった分というのは、枠線から外れているんですけど、農地台帳上に載ってる部分についても、この調査をしないといけないので載せてあったりするんですけど、それを、今、事務局のほうで提出いただいた資料をもとに、非農地のところは非農地の処理、農地、田畑以外に変えて処理をしていっとるんですけど、まだそれが数がすごい、高

野町全体で4, 800筆ほどあるんで、それを調査をしていただいた結果を整理をしとるんです。整理終わっていけばもっとコンパクトになるかなと思っています。

下名迫会長職代理

どうもありがとうございました。

ほかに意見がないようですので、報告第7号については以上とします。

以上予定していました議案審議は、全て終了しました。その他のほうで、何か御意見ありますか。

事務局（門谷佳彦）

また後でお配りさせていただくんですが、皆さんも既に御存じだと思うんですが、個人情報の関係で、マイナンバー制度というのが一昨年より運用されておったと思います。農業委員会の委員さんにおかれましては、行政手続における特定個人の識別するため、個人番号等の利用等に関する法律というのがあって、毎年報酬や賃金をお支払いさせていただいてる関係で源泉徴収票や税の書類関係、国税庁に提出する書類に個人ナンバーを記載することが義務づけられております。それで、今から郵送で回答していただける分と、実際に役場へ持って行っていただいて、個人番号を確認した上で、番号をいただくという二つのケースを入れさせていただきますので、大変申しわけないですが、これ、支所のほうではできませんので、個人番号の取り扱いについては、農業委員会の委員さんにつきましては、私が行うということが指名されておりますので、その以外のものに番号を見せること、職員が見ることも禁止されておりますので、大変お手数ですが、郵送でやられる場合だったら、マイナンバーのコピーを張って、私どものほうへ送っていただく方法と、それから、次回の農業委員会の際に、マイナンバーカードを、もしくは、向こうから通知書で多分封もあけていない人もおるかと思うんですけど、それを持ってきていただいて、私、聞き取りとりながら見せていただいて、処理する二つの方法がございますので、できましたら11月末を目途に収集せよということを総務課のほうから言われておりますので、お願いいたします。

久保委員 7番久保です。張って出すときは、コピーしたやつを張って。

事務局（門谷佳彦）

必ずコピー張ってください。原本はずっと持つてもらわなあかんでコピーをここへ張ってもらって、これも、送るのにレターパックで送ってこいとかって、何かすごい指定がありまして、私宛に送っていただいたらいいんですけど、面倒くさいと思うので。こっち来るときにマイナンバーカードを持ってきてもらって。

久保委員 ほんなら、それを持ってきたらええな。

事務局（門谷佳彦）

写していただくか、それで、もし来月の農業委員会無理でちょっとあかん
というときは、また電話ください。お伺いして聞きに行きます。で、書いて
もらって。

久保委員 そのときは、その役場から送ってくれたあれを持ってきたらええんやろ。

事務局（門谷佳彦）

カードを。そうですね。通知表を持ってきたいいただいて、その通知書の番
号を確認するという話。多分、マイナンバーカードってつくられてる方いて
ますかね。いてないですよ。多分。カードをつくってる方は、カードで、
カードつくられていない方は、通知書って、多分細い、こんな封筒で送って
きたと思うんですけど、それを持ってきたいいただければと思います。

久保委員 わかりました。

事務局（門谷佳彦）

また、それで御都合悪いようでありましたら、個別にすいませんが、事務
局のほうへ御連絡いただいたら。

久保委員 じゃあ今度の会議に持ってきてもええっちゃうこと。

事務局（門谷佳彦）

そら構いません。ほんで、もしそれ都合悪いよというときは、また、個別
に御連絡いただいたら、そのとき御相談させていただきますので。基本的
には毎月委員会、もう来月の案件もありますので、開催する予定はありま
すので、まだ日程だけちょっと決めてませんので。また、そのとき来ていた
いだら一番効率がいいかと思しますので。もし、来月欠席されることであ
りましたら、また、個別に欠席された委員さんと協議させていただきます。

久保委員 欠席してあずけたらあかんの。

事務局（門谷佳彦）

それするとややこしくなるので。委任状とか書いてもうたらええんです
けど、ややこしくなるので、欠席のときは、また、僕、遠いところちゃう
んで、・・・花坂、細川とかそのぐらいなんで、しよっちゃう行きます
んで、そのとき、ちょっと都合聞いて。

久保委員 寄ってくれるん。

事務局（門谷佳彦）

御自宅へ寄らせていただくのも可能です。

久保委員 えらい番号もうたんで、厄介になるやん。

事務局（門谷佳彦）

多分、ことし1回だけです。この番号ちゅうのは生涯変わらへんと言われてますので。

久保委員 開催日の通知のそこへ、ちょっと持ってこいと書いといたってよ。

事務局（門谷佳彦）

わかりました。また開催場所にその通知の案内のところにその旨ちょっと追記させていただくことを。そないしていただいたら、皆さん、多分、免許証か保険証ぐらい常に携帯されてますよね。一応、本人確認をせいというて、そこで項目に何件以下というのをせなあかんの、わかってますけど、免許証を持たれてる方は免許証でしますし、ない人は保険証でします。そんな感じですよ。きょうは、これで返信用封筒で、きょうは、お帰りにお渡しさせてもうてもいいですかね。内容どなんんかというのを見ていただくので。また、後で帰りしなお渡しさせていただきますので、すいませんが、当日、また紙忘れても構いません。当日、こちらのほうで、またありますので用紙は幾らでも。こういうことで、こんなことするっていうて、何かいろいろ書いてますので、一度ごらんになって、また御不明な点がありましたら、私のほうまでお問い合わせください。また、確認してお話しさせていただきます。

久保委員 了解。

事務局（門谷佳彦）

お願いいたします。

下名迫会長職代理

ほかに何かございませんか。

事務局（岡田健司）

11月3日に、産業観光課の地域振興係の主催で産業フェスタというのがありまして、去年もやったと思うんですけども、米の食べ比べをやろうと考えておりまして、ぜひ御出席いただけたらなと思ひまして、11月3日で決まっておりますので、現時点で都合の悪い方おられますか。

久保委員 7番久保です。出れません。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。わかりました。それで、去年が皆さん、味覚感覚がよいお客さんが多かって当たり過ぎちゃったので、ことし、ちょっと思い切りハードルを一般の人の味覚をなめてました。当たらんやろと高をくくったら、午前中で大方上がってしもたんで、こらちょっとあかんと、ことし、思い切り難しくしてみようかなと思うんですけど、かといって高野町でつくってない米の品種なんか出したって意味がないので、今のところ、これ以上つくって、あんまり認識ないなと思う、米・・・ハナエチゼンとか、あと、何でしたっけ課長とこの。

事務局長 イセヒカリ。

事務局（門谷佳彦）

イセヒカリ。ほんで、それ全部あかんさかい、あと代表基準のミネアサヒぐらいの一通ぐらいにしてみようかなと、思ったりするんですけど、キヌヒカリとミネアサヒとコシヒカリ、去年やったんですよ。やっぱりふやしたほうが。

井阪委員 1番井阪です。そやけど、せっかく来てはんに、やっぱり、あんまり当たらんのも楽しみないし。

上田委員 8番上田です。景品ふやしたらあかんの。

事務局（門谷佳彦）

いや、それよりも、一応、景品は去年の倍ぐらいの設定を考えようかなと思とんですけど。倍ぐらい考えとんですけど、やっぱり、去年と同じ人が多分当たると思うんです。去年、午前中で、もう予定は5つやったんですけど8出てしまった。急遽足らるので、そこの出店しとる米借りにいったぐらいなんで。

上田委員 炊飯器かって同じやないと、味かって。

事務局（門谷佳彦）

そら、御指摘いただいたように、なかなかそのわざわざ炊飯器を5台をさら買うちゅうのは、なかなか米より高うつきますので、それは・・・。仮に、一升炊きの炊飯器入れて3台同じのを持っとるよと委員さんおったら当日お貸していただいて、そんな人いてないと思うんで。

上田委員 5つにしたらええ。

事務局（門谷佳彦）

5つですか。

上田委員 ほいたら、数が多いさかいに当たる確率低なってくるかも。

事務局（門谷佳彦）

かまの問題が出てくるんですよ。マックス3ぐらいまでは役場にあるんですけど。それはうちサイドで考えていきまして、5つやったら何入れるかですわ、ハナエチゼンとミネアサヒ、イセヒカリ、コシヒカリ、キヌヒカリぐらいですか。皆さんのとこって何つくってます。例のごとくまた一升いただきたいという願いはまたあわせてするんですけど。それと、ことしも、また、会全体で景品として米30キロ一つを景品としてしたいというふうに担当課のほうから聞いておりますので、その分は購入させていただくんですけど、委員さんところで30キロ一つ分、まあ言うたら、……。できれば、キヌとミネアサヒは絶対入れときたいです。学校給食で使うとる米なんで、これはもう使ってますという、一つのPRもしたい。ほんで、あとはコシヒカリと、これが3番、あと二つ、ハナエチゼンと、あと1つ。

上田委員 イセヒカリとあわす。

事務局（門谷佳彦）

イセヒカリ。これで行くようにしましょうか。今のところ景品用の米で、また、30キロを倍にすんねやったら、60キロ分要るわけ。それを確保するんで、最大3つです。30キロ、3つ。

下名迫会長職代理

ほかにありませんか。
なければ、以上で閉会とします。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成28年10月24日

会 長 _____

署名委員 4 番 _____

署名委員 5 番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。